浜松医科大学医学部附属
病　院　等　清　掃　業　務

入　札　説　明　書

（総合評価落札方式）

令和8年11月

国立大学法人　浜松医科大学

入札説明書（総合評価落札方式）

国立大学法人浜松医科大学の特定調達契約に係る入札公告（令和８年１１月２日付け）に基づく入札等については、政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他国際約束、政府調達手続に関する運用指針等について（別紙１、平成２６年３月３１日関係省庁申合せ、令和７年１月２８日改正）、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程（平成１６年規程第４６号）、国立大学法人浜松医科大学政府調達事務規程（平成１６年規程第４４号）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

Ⅰ　入札及び契約に関する事項

１　契約者等

(1) 契約者　国立大学法人浜松医科大学　理事　三沼　仁

(2) 部局名　国立大学法人浜松医科大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　　22

(3) 所在地　〒431-3192　静岡県浜松市中央区半田山一丁目２０番１号

２　調達内容

(1) 品目分類番号　75

(2) 購入等件名及び数量　　浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　一式

(3) 調達件名の特質等

別冊仕様書のとおり

(4) 履行期間　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

(5) 履行場所　浜松医科大学

(6) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

① 総合評価のための書類を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙１参照）

② 競争加入者又はその代理人(以下「競争加入者等」という。)は、履行期間、代金の支払方法等の契約条件を別冊契約書（案）及び国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、本業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札保証金　全額免除（国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第１４条(2)適用）

(8) 契約保証金　納付すべき契約保証金の額、契約保証金に代わる担保の種類及び価値、納付方法、契約保証金の還付方法等必要事項は別記２のとおり。

３　競争参加資格

(1) 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第２条及び第３条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、ただし、特別の理由がある場合を除く。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後定められた期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

（ア） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ） 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ） 前各号のいずれかに該当する競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和９年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和８年３月３１日付け号外政府調達第５８号の官報（政府調達公告版）の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。

(3) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(4) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(5) 理事から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札参加資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出すること。

なお、証明書類の内容については、契約書と照合、契約の相手方に対する照会確認を行うことがある。

Ａ　過去５年間に６００床以上の病床数を有する病院の清掃業務を２年以上継続して行った実績を有すること。なお、本学医学部附属病院において実績を有する場合はこの限りではない。

Ｂ　医療関連サービスマークを有していること。

Ｃ　ＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の認証を取得している者であること。

(7) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第１０条第４号及び第６号から第９号の暴力団排除条項に該当しない者であること。

4　入札書の提出場所等

(1) 入札書及び総合評価のための書類等（別紙１参照）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒４３１－３１９２　静岡県浜松市中央区半田山一丁目２０番１号

浜松医科大学会計課専門職員（契約担当）　中谷　登喜夫

ＴＥＬ　０５３－４３５－２５５３

電子メール　kasei@hama-med.ac.jp

(2) 入札説明会は実施しないため、入札公告の日から前記(1)の場所で本件の入札説明書等の必要書類を交付するほか、本学ホームページにてダウンロードを可能とする。

(3) 入札説明書及び総合評価のための書類等について疑義及び質問がある場合は、書面により説明を求めることができる。口頭による疑義及び質問は受け付けないため、質問書に記入し前記(1)に掲げる者に電子メールで行うこと。

(4) 質問書は令和８年１１月１６日到着まで受付し、令和８年１１月２５日に電子メールにて質問回答書を送付する。なお、質問内容は特定を避けて共有することとするため、共有のみ希望する場合は同様にその旨を質問書に記入し電子メールにて送ること。

(5) 総合評価のための書類受領期限

令和　８年１２月　９日　１７時００分（郵送等の場合には、受領期限までに必着のこと）

(6) 入札書の受領期限

令和　８年１２月２３日　１７時００分（郵送等の場合には、受領期限までに必着のこと）

(7) 入札書の提出方法

① 競争加入者等は、別冊の仕様書、図面、総合評価基準、契約書（案）等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、前記(1)に掲げる者に説明を求めることができる。方法については前記(3)及び(4)に掲げるとおりとする。

② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「１月５日開札〔浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

（ア） 請負件名（請負に付される件名）

（イ） 入札金額

（ウ） 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

（エ） 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（書留郵便又は配達の記録が残る手段に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に 「１月５日開札〔浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　一式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記４の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
② 請負件名（請負に付される件名）及び入札金額のないもの
③ 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としないもの
④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
⑤ 請負件名（請負に付される件名）に重大な誤りのあるもの
⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
⑩ 入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
⑫ その他入札に関する条件に違反したもの

(9) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(10) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(11) 開札の日時及び場所　　令和　９年　１月　５日　１４時００分
浜松医科大学管理棟２階第二会議室

(12) 開札

① 開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記(10)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
⑤ 競争加入者等は、理事が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5　その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、別紙１に示す前記３の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格確認のための書類」という。）及び総合評価のための書類を、前記４の(5)の総合評価のための書類受領期限までに提出しなければならない。また、封印した入札書を前記４の(6)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、理事から競争参加資格確認のための書類及び総合評価のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格確認のための書類及び総合評価のための書類

① 競争参加資格確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙１により作成する。

② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③ 理事は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④ 一旦受領した書類は返却しない。

⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法　　総合評価落札方式（低入札価格制度の対象）とする。

① 別紙１に示す書類を提出し前記４の(7)に従い入札書を提出した競争加入者等であって、前記３の競争参加資格及び本入札説明書において明らかにした必須の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が本学が設定した予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者の申し込みに係る入札価格に対する得点配分と、評価基準に係る各評価項目の得点合計を合算して得た数値の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格に対する得点配分と、評価項目に対する得点配分は等しいものとし、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引

き落札者を決定するものとする。

③ 総合評価の数値が最も高い落札者となるべき者において、その入札価格が契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準である調査基準価格を下回る価格であったときは、低入札価格調査対象として調査及び審査を行う。

④ 前記③の調査及び審査は、別途日程を定め入札価格の詳細な積算内訳により説明を求める。よって応じない場合又は審査結果により落札者としない場合がある。

⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

⑥ 適正な契約履行の確保のため、理事は必要に応じ契約締結前に受託業務の責任者（予定）から作業計画書の内容について、ヒアリングを行うことがある。

(5) 手続における交渉の有無　無

(6) 契約書作成の要否　要

① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に別冊契約書（案）により契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名押印し、更に理事が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 前記②の場合において、理事が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 理事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤ 総合評価において評価した履行内容等については、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

⑥ 本契約の相手方が信用保証協会、中小企業信用保険法施行令第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法第２条第２項に規定する信託会社に対して、請負代金債権を譲渡する予定がある場合には、その者からの申し出により契約書に別紙２の契約条項を追加することができる。

(7) 支払条件

代金は、別冊契約書（案）に定めるとおりとする。

(8) 落札後の要求要件

落札者は、別紙２「落札者に対して求める書類」を令和９年３月２９日１７時００分までに提出しなければならない。

Ⅱ　技術及び総合評価に関する事項

１　調達件名の仕様

調達件名の仕様は、別冊仕様書のとおりとする。

２　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別冊総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行われる。

(2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、別冊の総合評価基準及び仕様書によって示される最低限の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。

また、必須とする項目で最低限の要求要件を超える部分の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、総合評価基準に基づき項目毎に評価する。

(3) 得点配分

得点配分は、総合評価基準に規定された配分方法によって行われる。

(4) 評価方法

入札価格に対する得点配分と評価項目に対する得点配分は、等しいものとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

総合評価は、入札価格に対する得点と評価基準に係る各評価項目の得点合計を合算して得た数値をもって行う。

(5) 総合評価のための書類

総合評価のための書類については、別紙１に示された書類及び部数を提出するもとする。

(6) 仕様書等の照会先

別冊仕様書及び総合評価のための書類等に関する問い合わせ先・照会先は、次のとおり。

〒４３１－３１９２　静岡県浜松市中央区半田山一丁目２０番１号
浜松医科大学会計課専門職員（契約担当）　中谷　登喜夫
ＴＥＬ　０５３－４３５－２５５３
電子メール　kasei@hama-med.ac.jp

３　調達件名の検査等

(1) 別冊仕様書等の内容に従って検査等を実施する。

(2) 落札者が提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて履行検査等の対象とする。

(3) 受注者は、毎日の清掃作業完了後に本学職員の検査を受けるものとするが、検査に合格しないときは、直ちに業務をやり直して検査を受けるものとする。改善されない場合は契約解除を行う場合がある。

(4) 履行検査終了後、当該特定役務の提供を受けている期間中において、落札者が提出した総合評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

別 紙 1　　競争参加資格確認のための書類及び総合評価のための書類
別 紙 2　　落札者に対して求める書類
別 紙 3　　請負代金債権を譲渡する予定がある場合の契約条項
別 記 1　　入札保証金について（全額免除するが様式等について準用する。）
別 記 2　　契約保証金について

別紙様式　　入札書様式

別　　冊　　仕　様　書
別　　冊　　総合評価基準
別　　冊　　契約書（案）

※ すべての書類には、会社名、代表者名を記載し、代表者印を押印のこと。